

(別紙)
規制の事前評価書(要旨)

| | |
|------------------|---|
| 法律又は政令の名称 | 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案 |
| 規制の名称 | 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における海域の占用許可等制度の創設(規制の新設) |
| 規制の区分 | 規制の新設 |
| 担当部局 | 経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 国土交通省 港湾局 海洋・環境課 |
| 評価実施時期 | 平成30年3月 |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | ①経済産業大臣及び国土交通大臣が指定する促進区域内において、促進区域内の海域の占用に関する計画の認定制度を創設し、当該認定の有効期間は30年を超えないこととするとともに、事業者は認定された計画に従って、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理を行わなければならないこととする。 ②促進区域における海域の占用や土砂の採取等、当該海域の利用又は保全に支障を与えるおそれのある一定の行為について国土交通大臣の許可制とするとともに、当該海域においてみだりに船舶等を捨て、又は放置することを禁止することとする。 |
| 直接的な費用の把握 | |
| (遵守費用) | ・促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備を整備しようとする者には、促進区域内の海域の占用等に係る計画の作成・提出に係る費用負担が発生する。 ・促進区域内の海域において、占用を行う者には、所定の占用料等の費用負担が発生する。 |
| (行政費用) | ・国土交通省には、促進区域内の海域における、占用等の申請に対する審査等に係る費用負担が発生する。 ・経済産業省及び国土交通省には、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備について、促進区域内の海域の占用等に係る計画を認定するために必要な手続きの実施に係る費用負担が発生する。 |
| 直接的な効果(便益)の把握 | 今般の制度に基づいた再生可能エネルギーの導入の拡大は、長期エネルギー需給見通し(平成27年経済産業大臣決定)で示された、安全性を大前提としつつ安定供給・経済効率性・環境適合を達成するエネルギーのベストミックスの実現に寄与する。 【長期エネルギー需給見通しの実現により得られる便益(2030年度)】 ①安定供給:エネルギー自給率24.3%程度(2012年6.3%) ②経済効率性:電力コスト9.5兆円(2013年度9.7兆円) ③環境適合:エネルギー起源CO2排出量2013年度総排出量比21.9%減 ※エネルギー(海洋再生可能エネルギーを含む。)政策全体として長期エネルギー需給見通しを実現した場合の数値 |
| 副次的な影響と波及的な費用の把握 | 特になし。 |
| 費用と効果(便益)の関係 | 上記のとおり、促進区域内の海域において、長期占用が認められる海洋再生可能エネルギー発電設備を整備しようとする者又は経済産業大臣若しくは国土交通大臣に、一定の遵守費用又は行政費用が発生し、当該整備に係るコストが上昇するものの、本制度が創設されれば、海洋再生可能エネルギーの導入が進むことによって長期エネルギー需給見通しの実現が図られ、安定供給・経済効率性・環境適合の達成を通して我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することとなる。 以上のことから、本規制の導入は妥当と考えられる。 |
| 代替案との比較 | 代替案として、促進区域内においても海域の占用や土砂の採取等、当該海域の利用又は保全に支障を与えるおそれのある一定の行為について国土交通大臣の許可制を導入しない案が考えられる。この場合、海洋再生可能エネルギー発電設備の安定性を損なう行為等を防止することができず、海洋再生可能エネルギー事業の実施に支障となり、ひいては同設備の整備の促進を図るという目的を達成できないことから妥当とは考えられない。 |
| その他関連事項 | 今般の制度の創設は、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会、調達価格等算定委員会等の審議会等における議論や、未来投資戦略2017(平成29年閣議決定)、経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年閣議決定)、海洋基本計画(平成25年閣議決定)、エネルギー基本計画(平成26年閣議決定)、長期エネルギー需給見通し(平成27年経済産業省決定)等の政府計画等を踏まえて措置を行うものである。 |
| 事後評価の実施時期等 | 施行5年後に事後評価を実施。 |
| 備考 | |